

ドローンオペレーター技能習得支援事業募集要領

第1 総則

ドローンオペレーター技能習得支援事業（以下「本事業」という。）に係る募集については、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業の事業内容、事業実施主体、補助率、補助対象経費は、ドローンオペレーター技能習得支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるとおりとする。

第3 応募主体の要件

応募主体は、実施要領第2で定める事業実施主体とする。

第4 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

第5 応募方法

応募主体は、別添様式を提出する。

(1) 提出期間

令和8年10月1日（木曜日）～令和8年10月30日（金曜日）

(2) 問合せ先・提出先

光都農林振興事務所 農政振興第2課

ただし、問合せについては、平日の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）の間受け付けるものとする。

(3) 提出方法

郵送、FAX、電子メール又は持参によるものとする。

第6 採択方法

光都農林振興事務所において応募の要件に該当することを確認した後、先着順で受け付ける。

受け付けた結果（採択又は不採択）については、要件に該当することを確認した後、速やかに応募主体に対して通知する。

なお、事業の実施は、実施要領に基づき、必要な手続きを行うものとする。補助金の交付は、令和8年度西播磨県民局地域躍動推進事業補助金交付要綱に基づき、必要な手続きを行うものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、県民局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和8年9月7日から施行する。